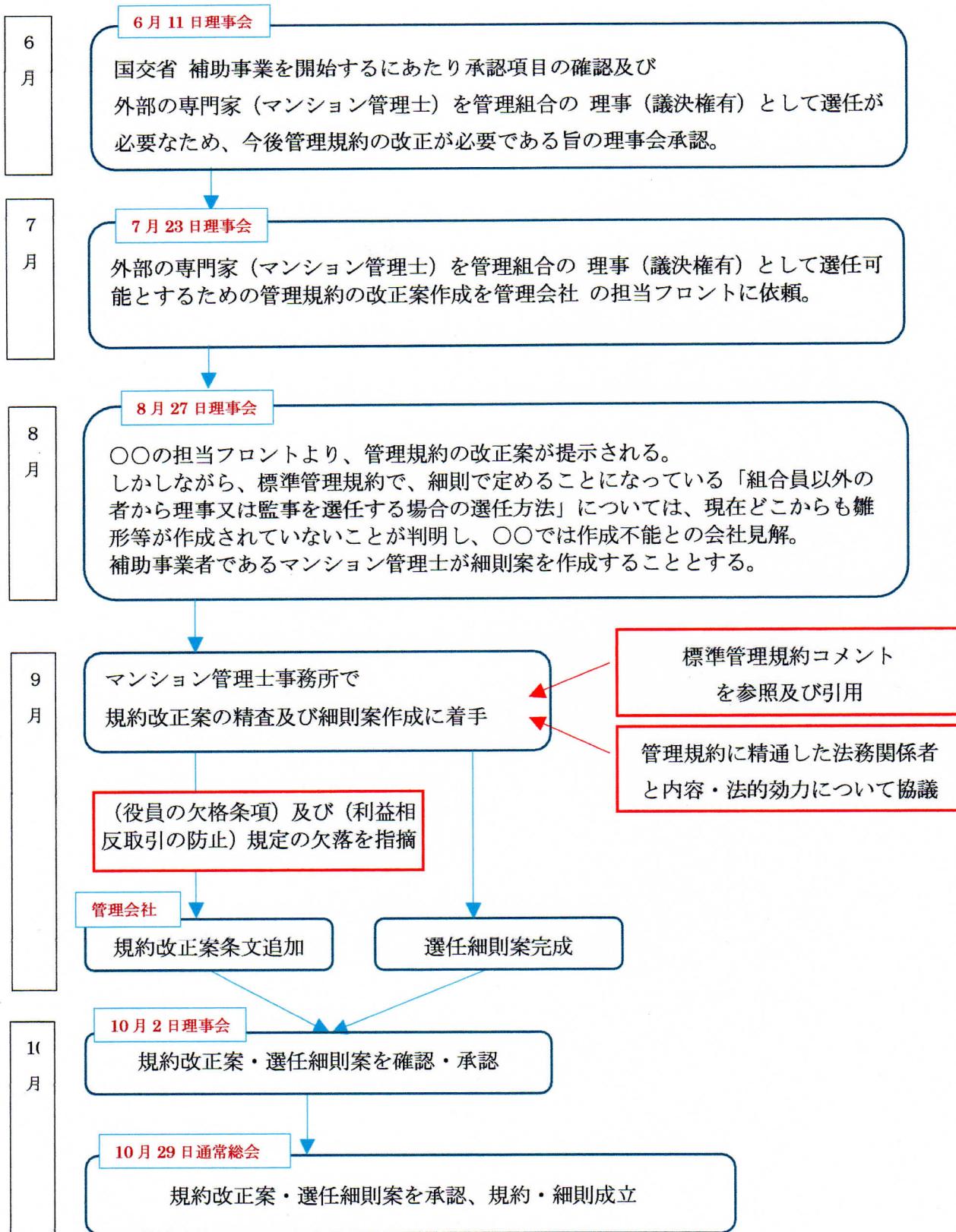


組合員以外の者から理事又は監事を選任するための管理規約改正及び選任細則制定のプロセス



<特記事項> 外部専門家を役員として選任可能とする規約については、標準管理規約に例示があるため容易に作成が可能であったが、例示がどこにもない選任細則については、管理会社にはノウハウがなく、一からの作成になり、法的な確認作業も必要なことから多くの時間を要した。